

家の解体撤去に関するお知らせ

町では平成23年度に引き続き、倒壊などの危険性を排除し、住民の生活環境の保全を目的に、所有者の申請に基づき、東日本震災で損壊した家屋の解体撤去(町が費用負担)を次により行います。

1 対象となる家屋

- (1) 1 対象となる家屋
 (1) 被災証明書で、「全壊」「大規模半壊」「半壊」の判定を受けた損壊家屋のうち、「危険防止、生活環境保全のため解体が必要である」と、町が認めたものが対象となります。申請したものであつてが該当するわけではありません。
- (2) 家屋とは、一般住宅、共同住宅(アパート)のほか倉庫・物置、事務所、店舗なども含まれます。

【留意点】

- ① 倒壊などの危険性を排除するために行う解体であり、損壊家屋の地上部分(屋根・柱・床・階段・内壁・外壁・天井・建具・設備・基礎)の全部を解体する場合は対象としますが、浄化槽等の地下工物、擁壁などは対象としません。
- ② 門扉・塀などの工物は対象となりませんが、損壊が著しく、損壊家屋と一体的に解体する必要があると認められる場合は対象とします。
- ③ 家財道具などの搬出処分は対象となりません。

2 対象となる方(申請者)

- (1) 小野町内にある損壊家屋の所有者が対象となります。

【留意点】

- ① 共有の場合は、共有者全員連名での申請となります。(代表者1名での申請とした場合は、ほかの共有者の同意書が必要です)
- ② 相続登記がされていない場合は、遺産分割協議書または申請者以外の法定相続人全員の同意書が必要となります。
- ③ 損壊家屋の所有者と損壊家

屋が建っている土地の所有者が異なる場合は、土地所有者の同意書が必要です。

- ④ 損壊家屋に抵当権などが設定されている場合は、これら関係権利者の同意書が必要と要です。

- (2) 所有者とは、個人および中小企業基本法第2条に定める中小企業者も含まれます。

【参考】中小企業基本法第2条

区分	資本金・従業員数
製造業	3億円以下 又は 300人以下
卸売業	1億円以下 又は 100人以下
小売業	5千万円以下 又は 50人以下
サービス業	5千万円以下 又は 100人以下
その他	3億円以下 又は 300人以下

3 申請手続き

■受付期間

7月2日(月)から8月31日(金)まで

■受付時間

平日 午前8時30分から午後5時15分まで

■受付場所

町民生活課

■提出書類

損壊家屋解体撤去申請書は、役場に置いてあります。

申請者が役場に来て必要書類を添えて提出してください。なお申請印は実印です。

【必要書類】

- ① 印鑑登録証明書
 ※小野町民で印鑑登録をしている方は、申請書を役場へ提出する際に印鑑登録証を持参すれば無料交付します。

② 被災証明書の写し

③ 損壊家屋の登記事項証明書

※ 損壊家屋の所有者(登記簿名義人)の被災証明書を町に提示すれば、町が公用で法務局から登記事項証明書を取得します。

④ その他申請内容を確認するため必要な書類

詳しくは、お問い合わせください。

町民生活課

☎72-6933